

平成21年 第6回

猪名川上流広域ごみ処理施設  
組合議会（臨時会）会議録

平成21年11月11日開会

平成21年11月11日閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

## 員 議 招 応

1番	西	谷	八郎治	2番	松	田	恭男
3番	宮	坂	満貴子	4番	久	保	義孝
5番	谷		義樹	6番	美	谷	芳昭
7番	岩	田	秀雄	8番	吉	富	幸夫
9番	土	田	忠	10番	小	山	敏明
11番	今	中	義明	12番	竹	谷	勝
13番	池	上	哲男	14番	平	井	政義
15番	永	並	啓	16番	黒	田	美智
17番	平	岡	讓	18番	合	田	共行

(18名)

+

+

## 審 議 結 果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果	備 考
議 案 1 4	土地の取得について	21. 11, 11	21. 11, 11	可 決	
同 意 案 件 2	監査委員の選任について	〃	〃	同 意	

+

+

+

第6回 猪名川上流広域ごみ  
処理施設組合議会（臨時会）

応 招 議 員

審 議 結 果

+

+

+

+

+

## 員 議 招 応

1 番	西	谷	八 郎 治	2 番	松	田	恭 男
3 番	宮	坂	満 貴 子	4 番	久	保	義 孝
5 番	谷		義 樹	6 番	美	谷	芳 昭
7 番	岩	田	秀 雄	8 番	吉	富	幸 夫
9 番	土	田	忠	1 0 番	小	山	敏 明
1 1 番	今	中	義 明	1 2 番	竹	谷	勝
1 3 番	池	上	哲 男	1 4 番	平	井	政 義
1 5 番	永	並	啓	1 6 番	黒	田	美 智
1 7 番	平	岡	讓	1 8 番	合	田	共 行

(1 8 名)

+

+

## 審 議 結 果

議案 番号	議案名	提出 年月日	議決 年月日	議決 結果	備考
議案 14	土地の取得について	21. 11, 11	21. 11, 11	可決	
同意 案件 2	監査委員の選任について	〃	〃	同意	

+

+

+

# 第 1 日 会 議 録

+

平成 2 1 年 1 1 月 1 1 日



+

+

+

+

◎ 出席議員

1番	西谷	八郎治	2番	松田	恭男
3番	宮坂	満貴子	4番	久保	義孝
5番	谷	義樹	6番	美谷	芳昭
7番	岩田	秀雄	8番	吉富	幸夫
10番	小山	敏明	11番	今中	義明
12番	竹谷	勝	13番	池上	哲男
14番	平井	政義	15番	永並	啓
16番	黒田	美智	17番	平岡	讓
18番	合田	共行			

(17名)

◎ 欠席議員

9番 土田 忠

+

## ◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	真 田 保 男
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	篠 木 満 司
事 務 局 長	水 越 保 治
次 長 (総 務 担 当)	渡 部 秀 男
兼 総 務 課 長	
次 長 (施 設 管 理 担 当)	井 上 功
兼 施 設 管 理 課 長	

## ◎ 事 務 局 職 員

書 記	小 竹 温 彦
書 記	住 野 智 章

◎ 議事日程・付議案件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		仮議席の指定
2		会議録署名議員の指定
3		議長選挙
4		副議長の辞職について
5		議席の指定
6		会期の決定
7		副議長選挙
8	議 案 1 4	土地の取得について
9	同 意 案 件 2	監査委員の選任について

+

## ◎会議の顛末（速記録）

開 会 午前10時00分

○副議長（永並 啓君） それでは、平成21年度第6回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を開会いたします。

あらかじめ各席に配付いたしております日程のとおり、本臨時議会におきましては、議長を選出いただくことが重要な案件でございます。議長が選出されますまで、地方自治法第106条の規定により私が議長を務めさせていただきたいと存じます。

初めに、川西市議会において役員改選が行われ、新たに組合議員が選出されておられます。ここで、改めて議員の皆様、各自自己紹介をお願いいたしたいと思います。

○2番（松田恭男君） 引き続き、またお世話になります。川西の松田でございます。よろしくお願いいたします。

○4番（久保義孝君） 引き続き、私もお世話になります。久保でございます。

○6番（美谷芳昭君） 能勢町議会の美谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（吉富幸夫君） 川西市議会の吉富でございます。よろしくお願いいたします。

○10番（小山敏明君） おはようございます。川西市議会の小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○12番（竹谷 勝君） おはようございます。豊能町議会の竹谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○16番（黒田美智君） おはようございます。引き続き、川西の黒田でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（宮坂満貴子君） 川西の宮坂でございます。2年目に入りまして、少しなれてきたというか、ちょっと落ちついてきたという感じですので、よろしくお願いいたします。

○7番（岩田秀雄君） 川西の岩田でございます。引き続きお世話になります。よろしくお願いいたします。

○17番（平岡 譲君） 川西市の平岡 譲と申します。引き続き、よろしくお願いいたします申し上げます。

○副議長（永並 啓君） ありがとうございます。

次に、管理者からごあいさつをいただきたいと思います。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） おはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日、ここに平成21年第6回の猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ございます。皆様方のご精励に対しまして敬意を表する次第でございます。

本日の会議の内容につきましては、役員改選、土地の取得、監査委員の選任等でございます。諸議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

まことに簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（永並 啓君） それでは、まず、本日の議員の出欠をご報告いたします。

ただいまの出席議員数は17名であります。欠席の届け出のあった者、土田 忠議員であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条の規定により、理事者の出席を求めていますのでご報告いたします。

これより日程に入ります。

#### 日程第1 仮議席の指定

○副議長（永並 啓君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

新たに選出された議員は、現在着席していただいております議席とし、議長において指定いたします。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（永並 啓君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名であります。

議長において、7番岩田秀雄議員、8番吉富幸夫議員を指名いたします。

しばらく休憩します。

（休 憩 午前10時02分）

（再 開 午前10時04分）

○副議長（永並 啓君） 再開いたします。

#### 日程第3 議長選挙

○副議長（永並 啓君） 次に、日程第3、議長選挙を行います。

あらかじめお諮りいたします。議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長(永並 啓君) 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は指名推選に決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長(永並 啓君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議長に小山敏明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小山敏明君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長(永並 啓君) 異議なしと認めます。

よって、小山敏明君が議長に当選されました。

小山敏明君が議場におられますので、本席から組合議会会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

皆様方のご協力によりまして、無事新議長が選出されました。まことにありがとうございました。

小山議長、議長席へお願いします。

○議長(小山敏明君) 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙によりまして、猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議長の要職につくこととなりましたことは、まことに身に余る光栄でありまして、衷心より感謝申し上げますとともに、この重責を痛感いたしている次第でございます。私はもとより浅学非才でございますが、組合議会の円滑な運営と住民の負託にこたえるため、懸命の努力を傾注する所存でございます。何とぞ、議員の皆様方、理事者の皆様方の一層の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時06分)

(再開 午前10時07分)

○議長(小山敏明君) 会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に副議長から辞職願が提出されました。

よって、組合議会会議規則第75条第2項の規定により、副議長の辞職についてを追加案件とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小山敏明君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを追加案件とすることに決しました。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時07分)

(再開 午前10時09分)

○議長(小山敏明君) 再開いたします。

日程第4 副議長の辞職について
-----------------

○議長(小山敏明君) 日程第4、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、永並副議長、退室を願います。

(永並議員 退室)

○議長(小山敏明君) 副議長の辞職につき、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小山敏明君) ご異議なしと認めます。

よって、許可することに決しました。

永並議員、入室をお願いします。

(永並議員 入室)

○議長(小山敏明君) 永並副議長、辞任のごあいさつをお願いします。

○15番(永並 啓君) 副議長を辞任させていただくに当たりまして一言ごあいさつをさせていただきますと思います。

皆さんのおかげで、ご指導、ご鞭撻をいただき、何とかスムーズに進めることができました。今後とも、自分の場合はこれからが大変だと思っておりますので、これからまたよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長(小山敏明君) ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時10分)

(再開 午前10時11分)

○議長(小山敏明君) 会議を再開いたします。



ただいまお手元に配付しました議事日程表のとおり、日程を追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小山敏明君) ご異議なしと認めます。

よって、議事日程のとおり日程を追加することに決しました。

日程第5 議席の指定

○議長(小山敏明君) 日程第5、議席の指定を行います。

新しく選出された議員の議席は、現在の仮議席とし、議長において指定いたします。

日程第6 会期の決定

○議長(小山敏明君) 次に、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日11日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小山敏明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時12分)

(再開 午前10時14分)

○議長(小山敏明君) 会議を再開いたします。

日程第7 副議長選挙

○議長(小山敏明君) 次に、日程第7、副議長選挙であります。

あらかじめお諮りいたします。

副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小山敏明君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小山敏明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会副議長に、美谷芳昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました美谷芳昭君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(小山敏明君) ご異議なしと認めます。

よって、美谷芳昭君が副議長に当選されました。

美谷芳昭君が議場におられますので、本席から組合議会会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

副議長から当選のごあいさつをお受けいたします。

○6番(美谷芳昭君) ただいま副議長に選任されました美谷でございます。この施設は、住民にとっても適正な運転管理と環境の保全というのが最も重要であると思います。そのためにも、安心・安全な当該施設の運営に、議会は大変重要な役割だと認識しておりますので小山議長と力を合わせてこの議会を運営してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程第8 議案第14号
-------------

○議長(小山敏明君) 次に、日程第8、議案第14号、土地の取得についてを議案といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者、大塩民生君。

○管理者(大塩民生君) それでは、私から議案第14号、土地の取得について説明させていただきます。

本議案は国崎クリーンセンター事業用地で1筆だけ未買収で残ってございました土地取得につき、猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。なお、詳細につきましては、事務局より説明をさせていただきますので、何とぞよろしく願いをいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局長、水越保治君。

○事務局長（水越保治君） それでは、引き続き、議案第14号、土地の取得についてご説明いたします。

議案書、議14-1をお開き願います。

先ほど、管理者からの説明でもありましたとおり、国崎クリーンセンター事業用地で1筆だけ未買収で残っておりました土地取得につき、猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

まず、記の1番の表でございます。取得する土地の所在は、兵庫県川西市国崎字小路21番1であります。地目につきましては、山林であります。地積につきましては、実測の面積で2万4,180.21平方メートルであります。

次に、2番目の取得の方法は買収であります。

3番目の取得価格は、7,592万5,859円であります。これは平成16年に他の事業地買収時点での本件土地に係る1平方メートル当たりの単価3,140円をもとに算出したものであります。

4番目、契約の相手方ですが、住所、兵庫県川西市東畦野6丁目9番26号、大塩荘一外5名。であります。

参考資料ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小山敏明君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○16番（黒田美智君） 最後の1筆の未買収だった部分を買収するという事なんですけれども、何点か確認をさせていただきたいと思っております。

一つは、買収ということなんですけれども、今年度、一応賃料で借りているということになっていると思っておりますが、そのあたりの扱いをどういうふうになっていくのかというのを教えていただきたいのが1点、それからその絡みになりますが、施設組合としての財産の保有というところで、土地の部分がふえていくということになりますが、それはもう今年度中にしてしまうのか、年度をうまく切って、先ほどの賃料との絡みがあると思っておりますので、そのあたりを教えていただきたいと思っております。

それからもう一つは、平成16年度に購入を、ほかの土地も含めてされたというところで、平米としては3,140円というふうな、前の補正予算のときに確認をさせていただいているんですけれども、済みませんが、その算定根拠については、もう一度詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、先ほど話にもありました実測面積ということなんですけれども、山林の売買は比較的公簿面積での売買というのが通例になっていると思っておりますけれども、実測面積にしたという部分での理

由、それからこの部分については、立木補償がどうなったのかというところの確認をさせてください。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（渡部秀男君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、今年度の賃料の扱いでございますが、これは基本的にこの契約につきましては、この議会の議決を受けまして、契約は成立をいたします。そういうことで、ここから買収という形になりまして、賃料につきましては、1年間の賃料でございますけれども、これは日割り、今までこの11月11日以前、11月10日までの賃料で日割りをして計算をいたします。そういうことで、この財産の保有につきましても、この11月11日からという形での財産登録をさせていただく形になります。

それから、この3,140円という額、平成16年、買収をしたときの用地の算定の根拠でございますけれども、これはいわゆる公有財産取得審査会、この組合でつくりました、そこで標準地というものを定めまして、その標準地の価格、これは2,930円でございますけれども、その標準地の価格をとりました。それから、各それぞれの筆ごとに、その標準地からの格差等を個別比準をいたしまして、各筆の額を定めたところでございます。そういうことで、標準地の2,930円から、この土地につきましては、一応、少し斜面はございますけれども、市道に面している土地というふうな形で、標準地の価格よりも少し高い額、3,140円というふうな形で決めさせていただいたところでございます。基本的にはその額で今回買収をしようとするものでございます。

それから、3点目の実測、普通、山林につきましては、公簿で買収するというのが普通ではないかというお話でございますけれども、この公共用地の買収につきましては、原則実測で買収をするという形で決まっております。そういうことで、今回も実測の面積で計算をさせていただいたところでございます。

今回、この土地につきましては、立木補償はございません。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） ありがとうございます。公共用地の買収の部分で実測面積ということでお聞きをしたんですが、この部分は、施設組合側が土地を買うのでというので、この土地のいわゆる評価についても面積の実測の部分についても、お金を施設組合の側が5,000万円ほど出していますが、それはやっぱり公共用地取得という絡みになっているのかというところを1点聞かせていただきたいのと、ごめんなさい、先ほど聞くのを忘れてましたが、この土地は公簿面積は幾らだったのかというのを、ちょっと確認をさせてください。

それから、今標準地というようなことがあったんですけれども、幾つかの標準地をとって、平米の値段を考えられてきたというところで、本当にこの土地が標準地と対等な立場にあるのかというところ

ろでは、議論があったところだと思っています。例えば、兵庫-37というところでは、笹部の駅から500メートル離れて、人家集落までは200メートルほどだと。接面の市道との高低差もゼロから30ほどしかないということなんです、残念ながらこのところが妙見口からも約4.5キロほど離れていますし、人家からも約2キロほど離れている、土地の中の高低差だけでも250メートルほどだというような状況があったりとか、それから鉾毒というところでは、施設組合としても、その対策の費用に1億2,000万円ほどかけているという経過があります。もちろん、県からの指導もあって、この鉾毒については対応をなさいというような状況があったというふうに聞き及んでいますし、そのあたりの部分での土地の価格、いわゆる標準地というところでの対応というものがいかなものかというところを聞かせていただきたいのと、もう一つは、企業が持っている破産管財人が入った抵当権設定でも、仮登記もなされた1億2,000万円の債権額があるところも含めて購入をされてきたという経過がありますので、今回購入するところの土地のお隣になるんですかね、そのあたりのところとの兼ね合いも含めて、この価格が妥当であったのかどうかというところも一度詳しくお聞かせください。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（渡部秀男君） まず、土地の測量をしたという部分でございますが、まさに議員がおっしゃいましたように、基本的に公共用地の買収につきましては実測で買収をするというふうな形の原則がございます。こういうことで、こちらがいわゆる土地の測量をいたしまして、各筆ごとに実測の面積を出したところでございます。

それから、この土地の価格の基準云々の話でございます。これは、基本的には平成16年（行ウ）第38号あるいは平成16年（行ウ）第52号という裁判がございました。これは最高裁まで行きまして、平成21年2月27日、最高裁で判決が確定しておるところでございます。基本的にはこの裁判の部分で争われた土地の値段の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど申しました公有財産審査会で定めました標準地の価格、その価格を出すに当たって参考といたしました不動産鑑定、そういう不動産鑑定についても問題ないという判決がございます。

先ほど言われました笹部の土地でございます。兵庫（林）-37という県の基準地でございます。ここにつきましては、その当時、平成16年当時でございますけど、1平米当たり3,300円、それからこの地域の隣接の部分でございますけれども、基準地といたしまして、豊能郡の豊能町の寺田、これが豊能13の1という基準値でございますけど、その当時、平米当たり2,400円、それから兵庫県の猪名川町の栃原、これが兵庫県の林の11という基準地でございますけど、平成16年当時、平米当たり2,750円という単価でございました。言うならば、この周りの、いわゆる三角地というんですか、それぞれの基準地を線で結びます三角形の中に、この当該事業地は入ってございます。そういうふうな形の中で、2,930円という標準地の価格を提示したという部分につきましては、

基本的にはそのときの実勢価格というふうな形を踏んでるのではないかというふうに考えてございます。

いわゆる企業云々というふうなお話ございました。ここの事業地に持ってた法人の部分でございましたけれども、基本的にはそういうものは全然関係なくて、実勢価格で買収をさせていただいたというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） 公簿面積は。

○事務局次長（渡部秀男君） 申しわけないです。当該、この土地の公簿面積につきましては1万2,068平方メートルでございます。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） ありがとうございます。1点だけ確認です。

兵庫県下で基準地も含めてですけれども、売買事例は、何回か聞いたときにありませんということだったんですが、そのことだけ。売買事例があるのか、ないのかだけ確認をさせてください。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（渡部秀男君） 平成16年当時、先ほども申しました標準地の価格を決定するときには、売買事例地等を参考といたしました。いわゆる土地の評価につきまして評価書を徴収いたしましたときの、その事例地を参考といたしました。今、現時点については、この間、補正予算のときにもお答えをいたしました、現時点の売買事例等については把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 確認です。平成16年の、その当時のときには兵庫県下で売買事例があったということですか。そこをちょっときちんとお願いします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○事務局次長（渡部秀男君） いわゆる平成16年当時の、先ほど申しましたように標準地価格を決定するときには、3例ほどの売買事例の実例を参考といたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） それ以外、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

それではまず、反対者の発言を許します。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） いよいよ最後のところで、私が議員になって傍聴に入ってた議会の中

でも大きな話題になっていた土地の価格という以前に、土地の選定がなぜこの場所だったのかということも含めてになります。先ほど、事務局の方から裁判でもう決着がついたのでというような話がありましたけれども、私も裁判の方にはずっと傍聴に行かせていただきましたが、この土地の価格の議論の中で、実は施設組合が頼んだ鑑定書の鑑定士さんが証人尋問には1月にも日程変更をなされて、もちろん出なかった。再度開かれた2月の証人尋問のときにも、もう出廷を拒否されたというような状況があって、施設組合の側がなぜこの土地をこういう価格にしたのかという部分と、住民側が出してこられた鑑定の中身というところでは、全く突き合わせがなかったというような状況があります。

それで、山林という形で今回購入をなさるときに、その標準地としてという部分と、それから先ほども言いました鉍毒がある、そしてその鉍毒を処理するために対策費用がかかる、これはもちろん県からの指導があって、施設組合としても、先ほども言いました1億2,000万円ほどのお金を出していらっしゃる。自然由来とはいえ、鉍毒の対応があるというような部分については、実は施設組合としては、この鑑定士さんの方に、この資料等々も含めて渡していない、伝えていないということも裁判の中で明らかになっているわけです。ですから、もしもきちんとこの環境アセスの計画書だとか、それからこの間のボーリング調査等々の結果も含めて伝えていけば、果たしてこの標準地の平米の価格でいったのかどうかというのも疑問に残るところです。ですので、そのあたりでもこの価格が妥当なのかどうかという部分では、私はやっぱり汚染処理の部分については、しっかりともとの地権者の方たちに、そこで払っていただくというよりも土地価格に影響を及ぼすことが当たり前ではなかったかという部分、それからもう一つは、先ほど全く関係がないとおっしゃった民間の土地なんですけれども、わざわざ破産管財人も入って、とてもややこしかった、当時、その土地をわざわざ購入をした。債権の額が1億2,000万円のところを購入は1億2,655万9,711円という額で買っていたという経過も疑義が残る。推量にしかないというようなことで、裁判では一蹴をされたわけですが、やっぱりそういった疑問が残るという部分では、住民の側には十分な説明責任を果たしているとは思えないようなことがあったところです。ですので、この土地の部分、先ほど、実測の面積という部分では、公共用地の買収というところでは理解をするところですが、もともとの算定額、平米3,140円というところの額については、疑義が残るという立場で、この議案については反対の態度をとらせていただきます。

以上です。

○議長（小山敏明君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

本案については、起立により採決いたします。

原案に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小山敏明君） ありがとうございます。賛成多数です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 同意案件第2号

○議長（小山敏明君） 次に、日程第9、同意案件第2号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西谷議員、退室をお願いします。

(西谷議員 退室)

○議長（小山敏明君） これより上程議案に対する当局の説明を求めます。  
管理者。

○管理者（大塩民生君） ただいま上程をされました同意案件第2号、監査委員の選任について説明をいたします。

本組合の監査委員は、2名ですが、そのうち、議員から選出されておりました今中喜明氏の監査委員退職に伴い、新たに選任する必要がありますので、このたび議会から推薦のありました西谷八郎治氏を適任者と考え、同氏を選任いたしたく提案した次第であります。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いをいたします。

○議長（小山敏明君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小山敏明君） ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小山敏明君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。同意案件第2号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小山敏明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

西谷議員、入室をお願いします。

(西谷議員 入室)



○議長（小山敏明君） 以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

~~~~~

○議長（小山敏明君） 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者（大塩民生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

今議会は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会役員のご選出、土地の取得、監査委員の選任をご審議をいただいたところでございました。

本議会で議長にご就任になりました小山議長さん、また副議長にご就任になりました美谷副議長さんに対しまして、心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、議員の皆様におかれましては、健康にご留意をいただきまして、組合のさらなる発展のため、ますますご活躍されることを心から祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山敏明君） なお、当組合の副管理者で猪名川町長の真田町長が間もなく任期を終えられ、本組合臨時会では最後となります。この際、一言ごあいさつをいただきたく存じます。

○副管理者（真田保男君） ただいま議長さんにあいさつをさせていただく機会をいただきましてありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

私は、猪名川町長として3期12年を務めさせていただき、今年17日をもって任期満了ということで、退任の運びとなっております。当組合議会におきましても、私、この猪名川流域上流地域においてごみ処理施設を共同してつくっていかうというような協議の段階からかわらせていただき、そして平成12年8月に組合が設立されて以来、組合議会の議員の皆さん方には、いろんな面でご支持、またご支援をいただき、また時には叱咤激励をいただきながら、ご指導いただいております。そういった中で、この施設というものがどうあるべきかということを深く考えさせていただき、よい勉強もさせていただきましたし、そういったことで、さらに信頼される施設となるようにということで、私なりの立場で精いっぱい努力をさせていただいてきたところでございます。

しかしながら、たび重なる不適合事象等が発生いたしており、議員の皆さんを初め、関係地域住民の皆さん方にも大変な不安といえますか、心配と不安を与えてきたというふうな点について、非常に私自身悔やまれてならないところでありますけれども、いろんな議論の中から、私自身が自分なりに自分に言い聞かせておりますのは、この種の施設、1年間ぐらいはこういうことを繰り返しながら、徐々に改善して、安定していくものであるのかな、そうなければならないというふうに思っております。そうしたときに、関係住民の皆さん方、もちろん議会の議員の皆さん方に信頼をいただき、事務局に任せていいやないかというふうに思っていただけになっていくのではないかなと、こん

なふうにも考えたところであります。

そこで、図らずもきょうの議案は、用地買収ということで、最後に残された土地の買収だったわけなんです。この土地につきましては、私自身もこれが解決しないまま、私が任期を終えてしまうということについての、将来への不安を残しておったわけでありまして、幸いにも議会のご理解をいただき、また地権者のご了解もいただいて、きょうこうしてその結果を見るに至りましたことは、何か私の退任に合わせて解決を図っていただけたように思って、大変感激もしておりますのでございます。

さらに、今後におきましては、この施設が真に住民の信頼を得るための施設として、円滑に運営がされていき、また運転がされていくことを心から願っており、議会のますますのご発展と、そして議員皆様方、大変秋も深まってまいりますし、季節は紅葉のいい季節を迎えてまいりますけれども、インフルエンザの流行の季節も迎えてきておりますし、また新型インフルエンザが勢いよく拡大を続けております。そういった中でありますので、健康には十分ご留意をいただき、ますます活躍を願えますように、心からご祈念申し上げます。言葉足らずではありますが、心からお礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。いろいろとお世話になりました。

○議長（小山敏明君） ありがとうございます。

第6回組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は組合議会における役員改選、土地の取得、監査委員の選任など、重要案件を審議いたしました。議員各位のご精励によりまして、ただいま閉会を宣言できますことは、まことに喜ばしい限りであります。

議員各位のご精励と、理事者各位のご協力に深く敬意を表するものであります。議員各位におかれましては、この上とも十分にご自愛くださいますようお願いをいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

~~~~~

○議長（小山敏明君） これをもちまして平成21年第6回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時42分

+

+

+

+

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年11月11日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

副 議 長 永 並 啓

議 長 小 山 敏 明

第 1 日

岩 田 秀 雄  
会議録署名議員

同 吉 富 幸 夫